

第1章 第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

1. 本計画の位置づけ

本市では、市と社会福祉協議会が、それぞれの役割を明確にしたうえで、連携を強化し、八尾市において、自律した個人が相互に支え合う地域社会をつくり、すべての住民が自律した生活を送ることができる地域社会を実現するため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

2. 本計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成32年度までの8年間とします。

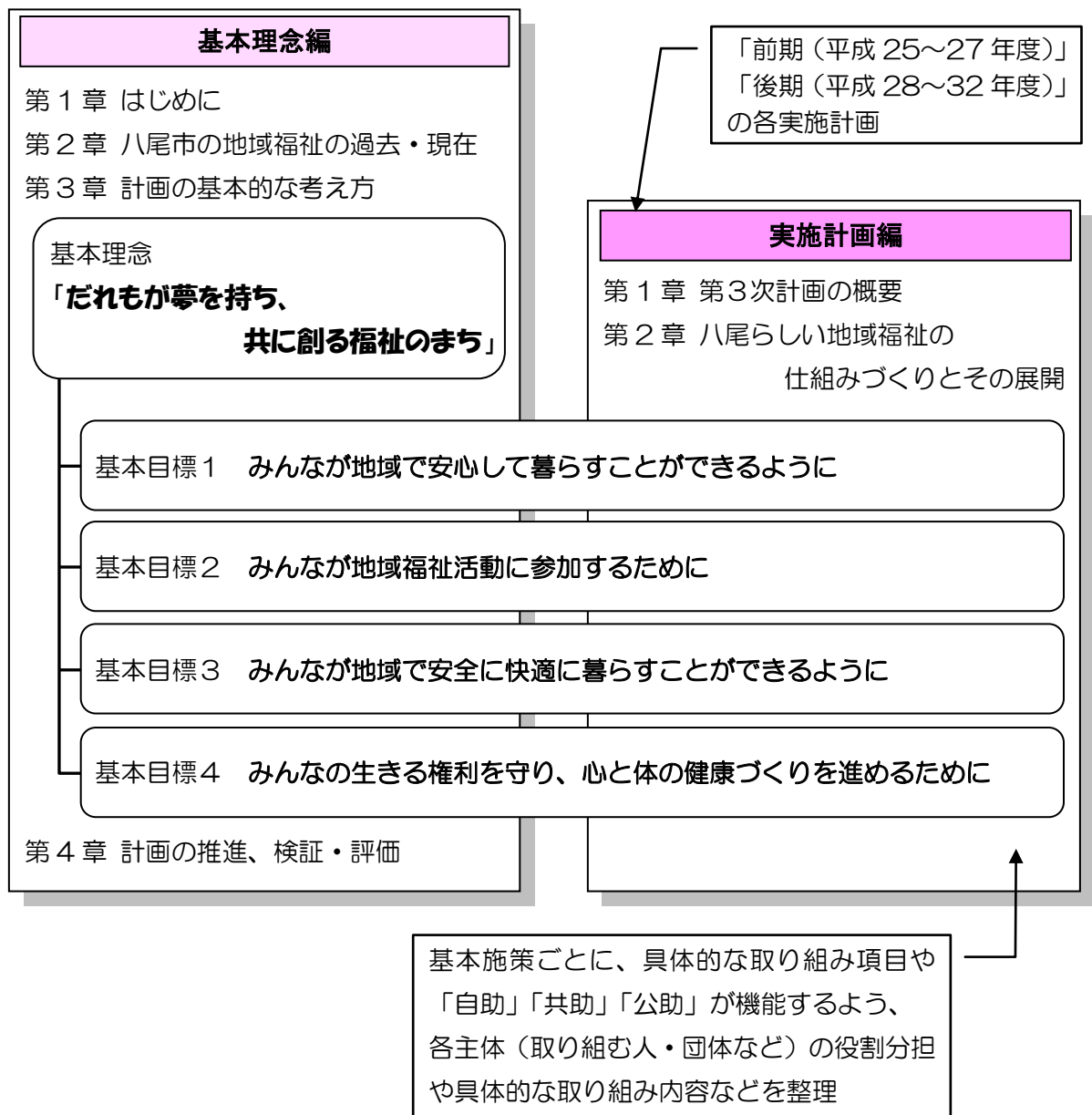
また、上位計画である「八尾市第5次総合計画」の「前期基本計画」の終了年度である平成27年度までの3年間は「前期」、平成28年度から32年度までの5年間は「後期」とし、具体的な取り組みを展開します。

平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画							
		見直し					
前 期			後 期				



3. 本計画の構成

本計画は、地域福祉を推進していくために共有すべき基本的な内容や、八尾市の地域福祉を取り巻く現状や今後の課題、今後の方向性などをまとめた「基本理念編」と、今後の方向性を踏まえた具体的な取り組みをまとめた「実施計画編」の2つで構成されています。



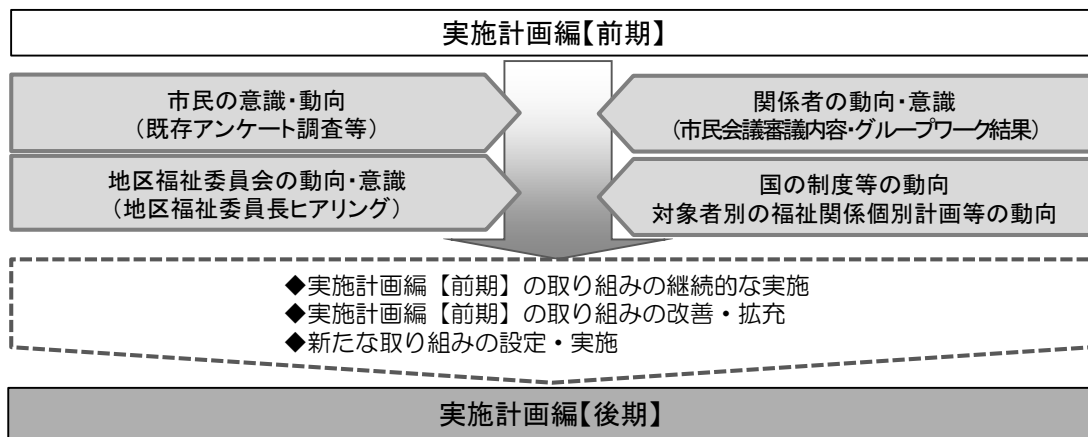
計画の基本的な考え方や計画の推進、検証・評価に関することについては、基本理念編をご参照ください。

4. 実施計画編【後期】の策定にあたって

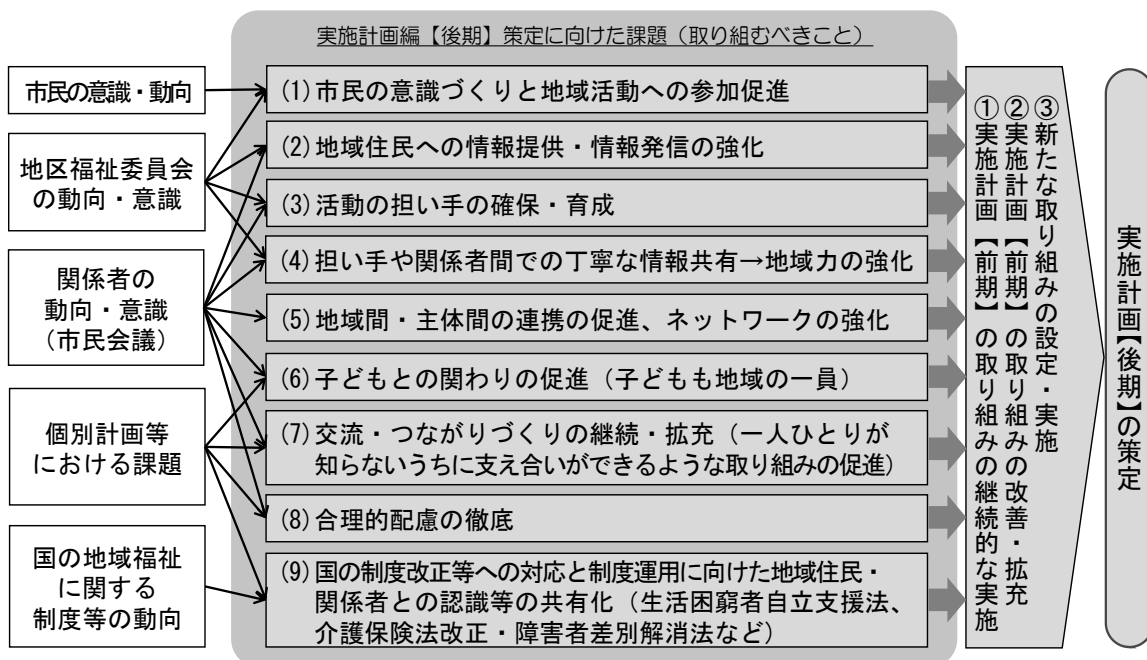
実施計画編【前期】の計画期間における市民や担い手、国の地域福祉に関連する制度等および、市の福祉関連個別計画等の関連計画の現状・課題等を整理し（詳細は資料編「1. 実施計画編【後期】策定にあたっての現状・課題の整理結果」を参照ください）、実施計画編【前期】の取り組みの継続的な実施や改善・拡充、新たな取り組みの設定・実施などを検討することで、実施計画編【後期】を策定しました。

なお、策定にあたっては、基本理念編で設定している施策体系（基本理念、基本目標、基本施策）と重点課題を継承しつつ、実施計画編【前期】の計画期間における課題に対応するため、基本施策毎に設定する取り組み項目や具体的な取り組みを中心に、重点課題の具体的な対応策について改定を進めました。

【実施計画編【後期】の策定の流れ】



【実施計画編【後期】策定に向けた課題（取り組むべきこと）の概要】



第2章 八尾らしい地域福祉の仕組みづくりとその展開

本市には、長い歴史を持つ地区福祉委員会があります。地区福祉委員会は、町会や高齢クラブ、地区女性会、こども会などの地域団体や民生委員児童委員などで構成されており、各地区の歴史・文化などの特性と相まって、おおむね小学校区を中心に、多種多様な福祉活動が展開されています。

各地区では、さまざまな課題を抱えているものの、交流やふれあいづくり、見守り・支援活動などに関する成功事例や、課題解決のヒントとなる事例も数多く存在しており、それらを踏まえつつ、市全体の福祉力を底上げすることが重要となっています。

また、市内には、多様な福祉活動を展開する地区福祉委員会や構成団体の他にも、さまざまなテーマに沿って活動するボランティアや市民活動団体など、地域福祉を推進するための多くの担い手や、いきいきネット相談支援センターや地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」などの相談支援機関を含むさまざまな専門機関が活躍しています。

ただ、多くの地域福祉の担い手や専門機関による共助の取り組みでは、お互いの活動内容や役割が十分に認識されず、連携が十分に図れていないケースも見られており、共助の総合的な調整を行い、その取り組みを充実していくことが必要となっています。そして、公助の取り組みを行う市と、共助の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携の強化を図ることがますます重要になっています。

さらに、本市では、地域分権の取り組みを進めており、校区まちづくり協議会をはじめとした各地域でのさまざまな団体による活動を通じて、市民がともに自らの地域の課題とその解決策を考え、地域で実行できるような支援体制の充実を図っています。これらの支援体制は、共助の充実を中心とした地域福祉の仕組みづくりを進めていくうえで、相互に連携していくことが重要となります。

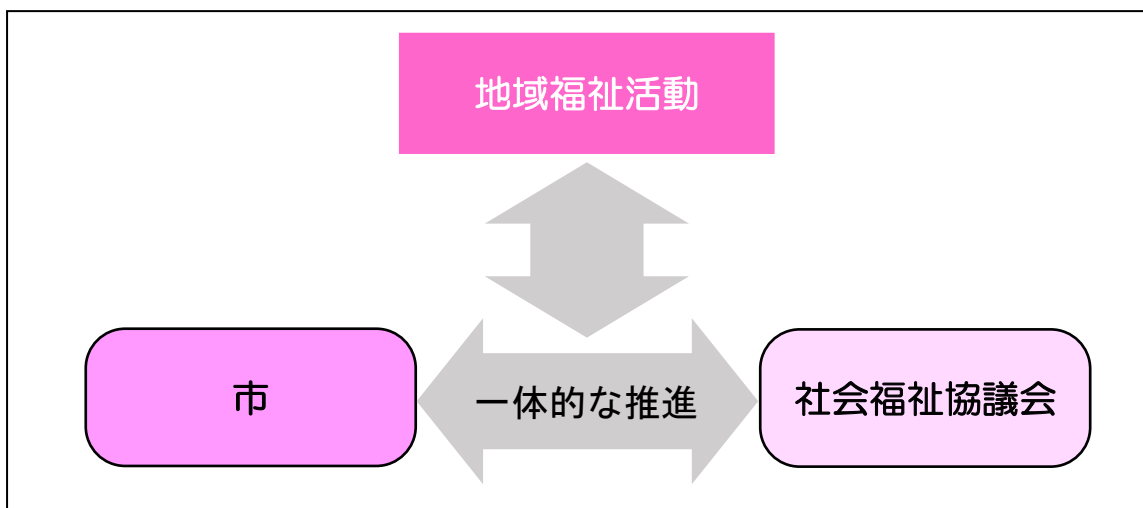
八尾市の現状や本来の地域福祉のあり方を踏まえ、実施計画編【前期】に引き続き、以下のような「八尾らしい地域福祉の仕組みづくり」を基軸に、4つの基本目標に関する取り組みを展開していきます。

八尾らしい地域福祉の仕組みづくり

- 長い歴史を持ち、多種多様な地域福祉活動を展開してきた地区福祉委員会への支援を強化します。
- 市内で活発な共助について、その交通整理とさらなる充実を図るために、市と社会福祉協議会との連携を強化します。
- 地域分権を推進するため、校区まちづくり協議会をはじめとする地域活動団体と相互に連携します。

また、「八尾らしい地域福祉の仕組みづくり」を積極的に推進するため、これまでの取り組みに基づき、市と社会福祉協議会において、以下のようなイメージで取り組みを具体的に進めていきます。

【推進体制のイメージ】



施策体系

基本理念

基本目標

基本施策

だれもが夢を持ち、共に創る福祉のまち

八尾らしい地域福祉の仕組みづくりとその展開

1 みんなが地域で安心して暮らすことができるように

- (1) 住民同士のつながりの促進
- (2) 交流やふれあいの場・機会づくり
- (3) 見守り・支援体制の充実
- (4) 総合的な相談・支援体制の充実
- (5) 福祉サービスの充実とサービス利用者の権利擁護

2 みんなが地域福祉活動に参加するために

- (1) 情報を正確にわかりやすく伝える仕組みの充実・強化
- (2) エリア型福祉活動の担い手の確保・育成
- (3) テーマ型福祉活動（ボランティア・市民活動）の担い手の確保・育成

3 みんなが地域で安全に快適に暮らすことができるように

- (1) 災害時要配慮者の支援体制
- (2) 安全で快適な地域づくり

4 みんなの生きる権利を守り、心と体の健康づくりを進めるために

- (1) 人権・福祉意識の醸成
- (2) 地域での健康づくりの推進

- 地区福祉委員会への支援の強化
- 市と社会福祉協議会との連携強化
- 校区まちづくり協議会との連携

重点課題とその具体的な解決策

重点課題

具体的な解決策

重点課題1 市民意識の醸成と 福祉人材の発掘、育成

地域や福祉・人権に対する市民の意識づくりと、活動の担い手を発掘・育成する仕組みづくりを、地域福祉の基盤整備と捉え、積極的に進める必要があります。

基本目標1-(1)-①
地域での福祉活動を促進するための意識啓発
基本目標2-(2)-②
地域団体の担い手の育成、技能の向上
基本目標2-(3)-②
ボランティア活動などの担い手の育成

重点課題2 地域における 交流の場・機会づくり

「ふれあい喫茶」については地域主体の展開をめざす必要があります。また、既存のさまざまな地域活動に工夫を加えたり、有効活用することで、多様な交流の場・機会づくりを進めていくことが重要です。

基本目標1-(2)-①
ふれあい喫茶型サロンの展開

重点課題3 支援を必要とする人の 把握・見守り体制の充実

地域で支援を必要とする人を孤立化・潜在化させないよう、より身近な地域での見守りネットワークを構築する必要があります。また、見守りに参加する各個人・組織が、それぞれの役割などを明確にする必要があります。

基本目標1-(3)-②
地域での見守り・支援体制の充実・強化
基本目標3-(1)-④
災害時の安否確認や避難体制の充実

重点課題4 総合的な相談・支援体制 の充実・強化

一人ひとりが抱える問題が複雑化・多様化する中、身近な地域での相談体制づくりや、地域と相談支援機関を含むさまざまな専門機関との連携など、総合的な相談・支援体制の充実・強化を図る必要があります。

基本目標1-(4)-②
地域団体などによる相談・支援体制の充実
基本目標1-(4)-⑥
相談・支援機能の連携の強化
基本目標1-(4)-⑦
生活困窮者への支援体制の構築

重点課題5 自助・共助・公助のための 情報発信・情報提供の充実

情報の受け手の視点に立ち、その目的を明確にした情報発信・情報提供とともに、担い手や専門機関が個々の役割を認識し、スムーズに連携できるための情報発信・情報提供の仕組みづくりが重要となってきます。

基本目標2-(1)-②
福祉活動を支援するための情報提供の充実

重点課題6 地域福祉の推進に向けた 仕組みづくり

多様な担い手や相談支援機関を含む専門機関の役割の明確化による共助の充実に核とした八尾らしい仕組みづくりを進める必要があります。

基本目標4-(1)-④
障害者差別解消法を踏まえた取り組みの推進

基本施策ごとの記載内容の見方

本計画は、「自助」「共助」「公助」という役割を明確にし、特に「共助」の充実を図ることで、地域福祉を推進していくための計画です。

実施計画編では、4つの基本目標の実現に向けて設定した基本施策ごとに、関連する取り組み項目を整理しています。また、その取り組みを進める際に、「自助」「共助」「公助」が機能するよう、それぞれの主体（取り組む人・団体など）を以下のように設定し、その役割分担を「◎」「○」で整理しています。

■「自助」「共助」「公助」の主体（取り組む人・団体など）とその定義

役割	主体	定義
自助 個人が努めること（自分で出来ること）	市民	八尾市で生活する全ての人のことで、八尾市に住む人や市内に通勤、通学する人をいいます。
共助 地域が協力して実現していくこと（地域での支え合い・助け合い）	担い手	地区福祉委員会、校区まちづくり協議会、町会、高齢クラブ、地区女性会、こども会など地域単位で活動する組織・団体や、民生委員児童委員や当事者組織、福祉関係のボランティア、市民活動団体、NPO、福祉サービスを提供する事業者など、福祉に関わる人や団体をいいます。
	社協	地域福祉推進の中心的な担い手であり、共助の中間支援を行う八尾市社会福祉協議会をいいます。
公助 行政が責任を持って推進すること（公的なサービス・制度）	市	八尾市をいいます。

■役割分担の定義

記号	意味
◎	主体的に取り組むもの
○	他の主体と連携・協働しながら取り組むもの、または受け手として積極的に関わる必要があるもの

各主体が具体的に取り組む内容については、「市民ができること」「担い手ができること」「社会福祉協議会が行うこと」「市が行うこと」として整理しています。なお、「社会福祉協議会が行うこと」「市が行うこと」については、主な事業を例示的に記載しています。

